

建設事業者に対する 社会保険加入が義務化!

未加入が厳罰化されますので、早めの対策が必要です

建設業の社会保険未加入事業者へ、国・自治体による強制的な対策が行われています。段階を踏んで行われる対策には、「建設業免許の更新不可」、

「公共工事入札参加不可」などがありますが、いずれも

建設事業者にとっては、重大な問題であり、早急な対応が必要です。

会社の加入に加え、労働者ごとの加入も必要です。

社会保険に未加入の状態が続くと…

建設業許可
の更新が
できない

受注・発注
ができなく
なる

現場の
立ち入りが
拒否される

国は下記の許可更新又は審査時に社会保険加入状況の確認をし、未加入事業者に対して加入指導及び実施します。

平成24年度～28年度

平成29年度～

建設業許可・更新時の
確認・指導

立入検査

経営事項審査

通報

国が未加入事業者に
対する指導、
強制加入手続等
を実施

許可業者及び
現場作業員の加入拡大

加入
拡大

100%の
事業者が加入
及び

未加入者の
工事現場からの排除

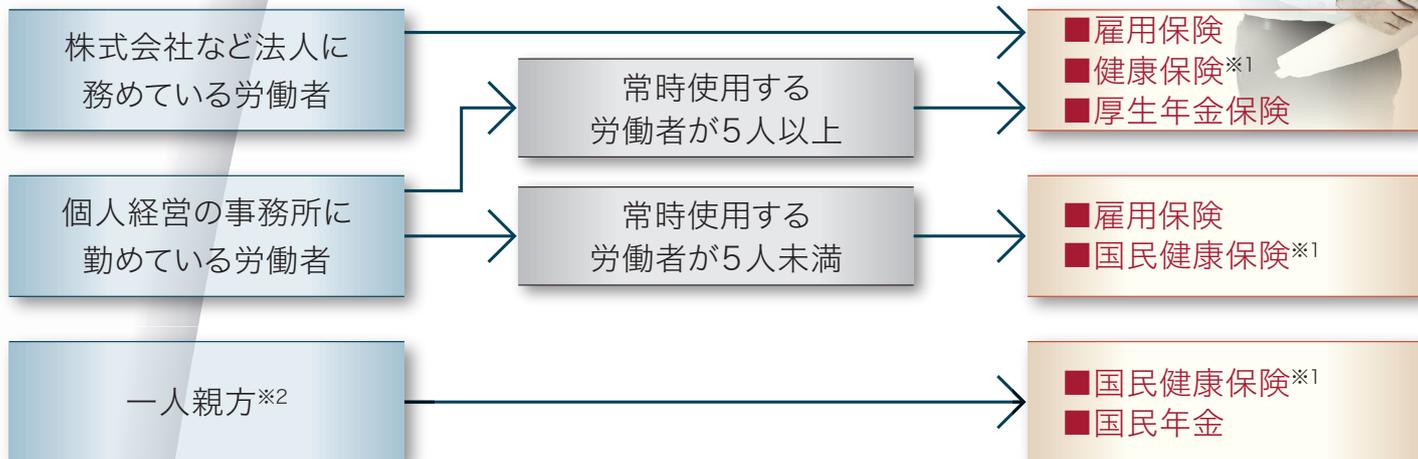
適正な手続きで早めの対策を

裏面もご覧ください。

建設業者の社会保険未加入対策



入らなければならない社会保険



※1：適法に国民健康保険組合（建設国保や全国土木建築国保等）加入している場合は、健康保険（協会けんぽ）に入り直す必要はありません。

※2：形式上は請負のような形をとっていても、実態として労働者であると認められる場合は、一人親方とは扱われません。会社が加入する保険への加入が必要です。

よくある質問と答え

- | | |
|--|--|
| Q 社会保険に加入しないとどうなるのか？ | A 国や都道府県、元請から加入指導を受けます。また、指導されたにも係らず加入しないしていると強制的に加入させられて 加入日は最大過去2年遡るため過去2年分の保険料も請求されること になります。 |
| Q 社会保険に加入すると負担が増える | A 確かに皆さんの給与から保険料が引かれるため手取り額が減ります。しかし、不慮の事故による医療費を抑えたり、老後・失業・障害による無収入となっても金銭が支給されたりと大きなメリットを受けることができます。 |
| Q これから年金をかけても受給に必要な加入期間25年に達しないため払い損では？ | A 平成29年4月から年金受給に必要な資格期間は10年に短縮される予定です。また、年金保険は支給要件を満たせば老後の生活を支える老齢年金だけでなくケガなどで障害を負ったときの障害年金や、本人が亡くなった後に遺族が受け取る遺族年金などもあります。 |
| Q 国民健康保険（建設国保等）に加入していますが健康保険に入り直さないといけないの？ | A 規定の区分に従って国民健康保険（建設国保等）に加入しているなら健康保険に入り直す必要はありません。ただ、年金保険については建設国保加入事業者がその後法人化した等の一定の要件を満たした場合には、厚生年金保険に加入する必要があります。 |

お問い合わせ・ご相談はお気軽に…